

電気通信事業紛争処理委員会（第104回）議事録

1 日時

平成22年2月4日（木）午前10時から午後12時5分まで

2 場所

第3特別会議室（総務省11階）

3 出席者

(1) 委員

龍岡 資晃（委員長）、坂庭 好一（委員長代理）、尾畑 裕、富沢 木実、
渕上 玲子（以上5名）

(2) 特別委員

小野 武美、加藤 寧、白井 宏、樋口 一夫、森 由美子、山本 和彦、
若林 亜理砂（以上7名）

(3) 事務局

田口 和也 事務局長、井上 知義 参事官、福田 雅樹 上席調査専門官、
植松 利紗 上席調査専門官、幾田 祐司 上席調査専門官

(4) 総務省（情報通信国際戦略局）

秋本 芳徳 参事官

(5) 総務省（総合通信基盤局）

古市 裕久 料金サービス課長

4 議題及び議事概要

(1) 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る審議【公開】

西日本電信電話株式会社に対し諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは適当である旨の答申を決定した。

(2) 通信・放送の総合的な法体系について【公開】

情報通信国際戦略局から通信・放送の総合的な法体系について説明を受け、意見交換を行った。

(3) 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について【公開】

総合通信基盤局から電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について

て説明を受け、意見交換を行った。

(4) 国際通信調停ワークショップの結果等について【公開】

韓国で開催された国際通信調停ワークショップの結果等について事務局から報告を受け、意見交換を行った。

(5) その他【公開】

事務局から次回委員会の予定等について説明を受けた。

(6) 終了案件についての報告【非公開】

終了したあっせん案件3件について事務局から報告を受けた。

5 議事内容

<開会【公開】>

【龍岡委員長】 おはようございます。それでは、ただいまから電気通信事業紛争処理委員会の第104回会議を開催いたします。

本日は5名の委員が出席しておられます。途中、尾畑委員は所用のため退席されますが、なお4名の委員が出席しておられますので、定足数を満たしております。また、特別委員7名にも御出席いただいております。

本日の会議開催に当たり、原口総務大臣よりごあいさつをちょうだいする予定となっておりますが、国会の審議に出席されているため、残念ながら出席いただけなくなりました。

そこで早速議事に入りますが、その前に、加藤寧特別委員と山本和彦特別委員が委員会に新しく参加されましたので、自己紹介を兼ねて一言ごあいさつをいただきたいと思います。

まず加藤特別委員、よろしく願いいたします。

【加藤特別委員】 東北大学の加藤でございます。情報ネットワークが専門でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。

次に山本特別委員、よろしく願いいたします。

【山本特別委員】 一橋大学の山本でございます。民事訴訟法を専攻しております。よろしく願いいたします。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。それでは議事に入ります。本日の会議は、議題1から議題5までは公開で開催し、議題6の「終了案件についての報告」につきましてはあっせんの性格上、当事者の利益を害するおそれがある情報を取り扱っていますことから、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定に基づき、非公開で開催することにいたします。したがって、傍聴者の皆様方には非公開とする審議が始まる前に退室していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

＜議題(1)西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る審議【公開】＞

【龍岡委員長】 議題1は、「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る審議」であります。本議題については委員のみで審議を行います。

本件は、本年1月28日付で総務大臣から諮問を受け、同日開催した委員会におきまして審議を行い、答申案を作成したものであります。

それでは、事務局から答申案を読み上げてください。

【福田上席調査専門官】 事務局でございます。答申案を読み上げます。

「

答申書

平成22年1月28日付け諮問第7号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）に対し諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。

ただし、命令に当たっては、以下の点に留意されたい。

- 1 NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT西日本がその立場を十分に認識しつつ命令を確実に履行するよう注視すべきこと。
- 2 NTT西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。
 - ① 社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
 - ② 客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。」

以上でございます。

【龍岡委員長】 ただいまの答申案について、委員の皆様方、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【龍岡委員長】 よろしいですか。それでは、本案をもって総務大臣に答申することといたします。

＜議題(2)通信・放送の総合的な法体系について【公開】＞

【龍岡委員長】 次は、議題2「通信・放送の総合的な法体系について」であります。本件につきましては、情報通信国際戦略局の秋本参事官より御説明をいただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

【秋本参事官】 秋本でございます。それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料の2ページに、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」と題するページを設けさせていただいております。この委員会は、2年前の2月に情報通信審議会の政策部会の下に設けられた委員会でございます。2年前の2月から昨年8月まで、1年半をかけまして20回の会合を重ねていただき、答申を取りまとめていただいたところでございます。

黄色で網をかけておりますところはヒアリングを実施した会合でございます。5回のヒアリング。そして、水色の網をかけておりますのがいわゆるパブリックコメントでございます。2回のパブリックコメントを行って取りまとめたところでございます。

3ページに、この委員会の構成員をお示ししております。長谷部先生を主査といたしまして、20名の有識者の方々に構成された委員会でございます。

この委員会で取りまとめたいただきました答申の主な提言項目を、4ページにお示しさせていただきます。

まず最初に、通信・放送法制の大括り化を提言いただいております。これはデジタル化、ブロードバンド化という最近の通信・放送インフラのすう勢を踏まえまして、2010年代以降の通信・放送市場を展望して、より簡素な法体系とすべきだという御提言でございます。

続いて2番でございますが、通信・放送両用の無線局制度の整備という点も御提言をい

ただいております。無線局の免許は、目的ごとに必要最小限度の免許を付与する、周波数をあてがうというのが電波法の原則でございますが、技術の進展に伴いまして、本来の目的に支障のない範囲で複数目的に活用することも可能となってきましたので、こうした技術の進展に対応するために、通信・放送双方の目的に利用可能な免許制度を整備するとともに、免許を受けた後に、許可を受けて目的を変更可能とする制度を整備することを提言いただいております。

3番でございますが、電波法におきまして、免許不要な無線局の範囲の空中線電力の上限が、法律上10ミリワットと規定されております。この上限を見直しまして、免許不要局の範囲を拡大し、電波利用の迅速かつ円滑な利用を可能とするということでございます。

4番でございます。現行法では、有線テレビジョン放送事業者のうち、大規模な施設を設置する事業者の施設につきましては許可制を採用してございますが、ブロードバンド化の進展に伴いまして、こうした許可制にかかる事業者の負担の軽減、柔軟な事業運営を促進する観点から、施設設置に係る許可制を廃止するという提言もいただいております。

5番でございます。近年、風水害等の災害時に、放送中止事故が多発している実情がございます。こうした実情を踏まえまして、放送を受信している消費者の利益の保護、権利の保障を確保するために、放送、そして有線放送につきまして、重大事故の報告義務、設備の維持義務等にかかる規定を整備する旨の提言もいただいております。

6番でございます。現行の放送法制におきましては、放送の種類に応じまして、放送施設の設置と放送の業務の両方を一事業者で行うこととされております放送と、複数事業者で分担して行うこととされている放送がございます。一事業者で双方を行うこととされておりますのが地上放送でございます。複数事業者で分担して行うこととされているのが衛星放送でございます。

このような建前があるわけでございますが、新たな放送法制におきましては、これらについて事業者側で選択して申請できる制度を整備する。一事業者で両方を兼ねる、あるいは複数事業者で分担するかを、事業者側で選択して申請できる制度を整備する旨の提言をいただいております。

その際、地上放送につきましては、これまで施設の設置と業務の両方を一事業者で行うという制度のもとで、60年間、放送の業務を提供してこられております。そこで、施設の設置者が放送の業務を行うことを希望する場合には、他社への放送施設の提供よりもその希望が優先されるよう配慮する旨の提言もいただいております。

7番でございます。放送事業者の方々に対しまして、番組ごとに番組の種別——種別と申しますのは、放送法に「番組調和原則」と私どもが称している規定がございまして、教育番組、教養番組、報道番組、娯楽番組、これら4つの種別の番組の調和を保つようにしなければならない旨の規定がございまして。こうした教養・教育・報道・娯楽という種別と、種別ごとの放送時間、その分類に関する基本的な考え方の公表を求める制度を整備するという旨の提言もいただいております。その際、いわゆるショッピング番組につきましても、これがどの種別に当たるのか、どこに分類しているのかという点について、放送事業者側に必要な対応を図っていただくという旨の提言もいただいております。

8番でございます。本委員会の紛争処理機能につきまして、例えば、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者間の紛争や、再送信同意に係る放送事業者と有線放送事業者間の紛争等へと対象を拡大する旨の提言が行われております。

9番でございます。有料放送につきまして、利用者への提供条件の説明義務、苦情処理義務、サービスを休廃止する際の事前告知義務等の規律を整備する旨の提言をいただいております。

お進みいただきまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

昨年8月の情報通信審議会の答申の後にも検討会を重ねてまいりまして、追加された事項が3点ほどございます。

まず、マスメディア集中排除原則についてです。マスメディア集中排除原則と申しますのは、放送の多元性を確保するための原則でございまして、できるだけ多くの方に放送することができる機会を確保するための原則でございまして。このため、一放送事業者が他の放送事業者に対しまして支配することがどこまでできるのかという基準を定めております。こうした数値基準を、現行では省令に委任しておりますが、その基本的な部分を法定化するということを追加しようと考えてございます。

その一方、民放のローカル局の経営実態にかんがみまして、出資の上限を従来の20%未満から3分の1未満に引き上げ得ることとする方向で考えております。

2番でございます。一は無線局免許で通信・放送の双方を行うことを可能にするという点につきましては、情報通信審議会の答申で提言をいただいております。これは電波法の改正事項に当たります。

これに加えまして、電気通信業務に支障のない範囲で行われる放送、あるいはその逆で、放送の業務に支障のない範囲で行われる通信業務につきまして、放送法または電気通事

業法における参入手続を緩和する方向で検討を進めております。

3番でございます。地上放送につきまして、ハード・ソフト分離を可能とし、経営の選択肢を拡大する旨の提言は、情報通信審議会答申でいただいております。ハードと申しますのは施設の設置のことでございます。ソフトと申しますのは放送の業務のことでございます。この施設の設置と放送の業務、それぞれの手続を分離するという提言を、答申でいただいております。

他方で、ハード・ソフト一致の経営を引き続き続けたいという事業者の方々には、手続のワンストップ化という観点も勘案いたしまして、従来どおり無線局の免許1本で足りる手続も残す方向で法制度を検討しているところでございます。

6ページの下半分に、現行の法体系から新たな法体系への移行のイメージをお示ししてございます。現行の法体系は、放送関連で4つの法律がございしますが、これを放送法に集約していく。また、通信サービスに関しましても、電気通信事業法と有線放送電話法という2つの法律がございしますが、これを電気通信事業法に集約していくという方向で検討を重ねているところでございます。

こうした改正事項を盛り込んだ放送法等の一部を改正する法律案を、今通常国会に提出すべく検討作業を進めているところでございます。

こうした検討作業のうち、紛争処理にかかわる事項につきまして、8ページ以降で御紹介をさせていただきたいと存じます。

8ページでは、情報通信審議会の別の答申を抜粋させていただいております。これは接続政策委員会で検討を重ね、取りまとめたいただいた答申の抜粋でございます。

この抜粋のうち、「現状」のところを御覧いただきたいと思います。紛争処理委員会は、事業法に基づきまして、原則、紛争当事者が電気通信事業者である場合のあっせん・仲裁を行うこととされております。このため、電気通信事業者ではない通信プラットフォーム事業者・コンテンツ配信事業者と電気通信事業者の間で接続等に関する紛争事案が生じても、紛争処理の対象とはならない状況でございます。

ですが、「考え方」のところ、多様化・複雑化する接続形態に対応し、円滑な接続を確保する観点から、紛争処理機能の対象・範囲を拡大し、非電気通信事業者と電気通信事業者との間の紛争事案も対象に含めることが適当と考えられるという御提言をいただいております。

この関係で、9ページにお進みいただきたいと思います。

9 ページに多数の記述を込めさせていただいておりますが、この中では、左側の電気通信事業者の定義のところをまず御覧いただきたいと思っております。

電気通信事業と申しますのは電気通信役務、この電気通信役務の定義は、「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供することをいう」とされており、この「役務を他人の需要に応ずるために提供する事業」を電気通信事業と申しまして、この電気通信事業につきまして登録・届出をした方が電気通信事業者と定義されております。

この定義を見ていただいた上で、②のところを御覧いただきたいと思っております。電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する以外の電気通信役務、すなわち、電気通信設備を他人の用に供する、媒介はしていないけれども他人の用に供する役務を、電気通信回線設備を設置することなく提供している電気通信事業と言います。この電気通信事業につきましては、登録・届出を要しないこととされておりまして、電気通信事業には該当するけれども電気通信事業者には該当しない事業でございます。

ただ、こうした事業につきましても、通信の秘密や検閲の禁止、あるいはNTT東西、ドコモに対する禁止行為の適用がございまして、結果、これらの電気通信事業も保護対象となっております。

この電気通信事業者に当たらない電気通信事業の中に、コンテンツ配信事業者が含まれるということがございます。電気通信事業者には該当しないために、接続ルールの適用がない、また本紛争処理委員会の紛争処理の対象にもならないわけでございますが、今後、多様化・複雑化する接続形態に対応いたしまして、この紛争処理委員会の紛争処理の対象範囲をここまで拡大することが適当という御提言をいただいておりますので、その方向で法制化作業を進めているところでございます。

10 ページにお進みいただきまして、モバイルネットワークインフラの利活用に関しましても、接続政策委員会で検討が重ねられ、昨年10月に答申がまとめられております。

アンテナを設置するための鉄塔などを設置する物理的なスペースが限られている中で、鉄塔等の設置が困難な場合もあり、ここで、この鉄塔等における共用に関して紛争が生じ得るわけでございます。この鉄塔等の共用につきましても、総務大臣裁定等の対象になるように所要の措置を講ずることが適当である旨の提言がなされているところでございます。

時間の関係で恐縮でございますが、13 ページにお進みいただきまして、紛争処理にかかわる別の御提言を御紹介させていただきたいと存じます。

放送事業者と有線放送事業者との間の再送信をめぐる紛争についてでございます。有線テレビジョン放送法に、再送信に関しまして裁定制度というものがございます。この裁定制度につきましては、14ページを御覧いただきたいと思っております。

14ページの下絵、再送信制度の概要というフロー図がございまして、再送信制度と申しますのは、放送事業者の放送を有線放送事業者、ケーブルテレビ事業者等が受信して再送信したい際には必ず同意を求めなければならないこととされております。この同意を要請いたしまして、首尾よく放送事業者側の同意が得られれば、再放送が可能になるわけでございます。他方で、同意が拒否されますと放送ができないことになるわけでございます。

同意というのは非常に強い権限でございまして、この同意が得られない場合には、ケーブルテレビ事業者の再送信によって放送を視聴している受信者の利益にかなわないこととなりますので、協議が調わない、あるいは協議がそもそも入り口に入れない場合に、総務大臣への裁定をケーブルテレビ事業者側が申請できる旨の制度が、有線テレビジョン放送法に用意されております。

総務大臣は、同意しないことにつき正当な理由がある場合を除きまして、同意すべき旨の裁定をすべき旨の規定も整備されているところでございます。

これを踏まえていただいた上で13ページにお戻りいただきまして、現行の法体系から新たな法体系に移行していく際に、裁定制度には、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての有線テレビジョン放送事業者が行う再送信について政策的意義が認められるため、引き続き新たな法体系におきましても同様の制度を維持することは適当である旨の提言がなされております。

また、6番のところ、「このため」のところでございますが、電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能について、コンテンツプロバイダと電気通信事業者間の紛争や、再送信同意に係る放送事業者と有線テレビジョン放送事業者間の紛争等へ対象を拡大するとともに、その実効性を担保するための措置を整備するなどの制度設計に取り組むことが適当である旨の提言がなされているところでございます。

すなわち、総務大臣の裁定の制度に加えまして、放送事業者と有線放送事業者間の再送信の同意をめぐる紛争を、当紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする方向で、法制化作業を現在進めているところでございます。

簡単でございますが、通信・放送の総合的な法体系について御説明をさせていただきました。

【龍岡委員長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に対して、何か質問や御意見はありますでしょうか。

【富沢委員】 9ページの絵のところ、②の電気通信事業者ではない事業者の下のほうの説明で、電気通信事業法の適用として通信の秘密、検閲の禁止などが書かれており、その下には、現在は接続ルールの適用なしと書かれています。この二つの関係がよくわからないのですが、電気通信事業者ではない事業者には何が適用されるのでしょうか。

【秋本参事官】 通信の秘密と検閲の禁止、そして禁止行為に関する規定は適用がございません。

【富沢委員】 それは、現在でもあるのですね。

【秋本参事官】 この②の事業者に適用があることとされてございます。

【富沢委員】 今現在ですね。

【秋本参事官】 はい。それで、接続ルールの適用なしとここで書かれておりますのは、現行の電気通信事業法に、電気通信事業者間であれば接続の請求をすることができ、また接続の請求を受けた場合には、回線設備設置事業者であれば接続の応諾義務が原則としてございます。

ただ、この②の事業者は電気通信事業者ではございませんので、こうした接続に関する適用が一切ないということをお願いしたかった資料でございます。

【富沢委員】 例えばですが、コンテンツ配信事業者さんが通信の秘密を侵しているときに、電気通信事業法では何か注意をしたりすることはできるのでしょうか。

【秋本参事官】 通信の秘密の保護の規定が適用されますので、通信の秘密を侵された場合には、それこそ罰則規定等で担保されるということになります。

【富沢委員】 わかりました。だから、紛争処理委員会とは関係がないということですね。

【秋本参事官】 関係ない話でございます。電気通信事業法の一部の、この3つの規定は適用があることとされているということでございます。

【富沢委員】 わかりました。

【龍岡委員長】 ほかによろしいですか。

【坂庭委員長代理】 4ページで、4番と5番がありますが、片方では緩和をして、もう一方では規制を強化するという趣旨でしょうか。

【秋本参事官】 4番は規律の緩和でございます。5番は、実は放送の設備に関する技

術基準について、放送中止事故に対応するための技術基準が必ずしも十分でなかったということをごさいますて、この点の規律の整備をさせていただきたいということをごさいます。

例えば、重大事故の報告義務につきましても、電気通信事業者につきましても、重大事故が発生した場合には遅滞なく理由または原因とともに総務大臣に報告しなければならない旨の規定が電気通信事業法の28条にごさいまするが、放送法制にはこういう規律をごさいまするいません。無線局の運用の業務日誌を半年に1回提出することとされておさいまするして、そこに放送の停波があつたということをごさいまするを記載すればいいとされておさいまするいます。

重大事故うんぬんということも特に規定の整備がないわけをごさいまするして、通信事業であれば、2時間3万人以上に影響が及ぶような通信サービスの障害が生じた場合には総務大臣に報告しなければならない旨の規定が整備されておさいまするるわけをごさいまするるが、放送側にはこうした規定の整備がないということをごさいまするる。放送の中止事故が発生いたさいまするると、視聴者にとりましてもは放送が見られないという事態になるわけをごさいまするるして、その理由または原因とともに遅滞なく総務大臣に御報告をさせていただきたいという規定の整備を検討したいと考えておさいまするるるところをごさいまするる。

【坂庭委員長代理】 もう1つ、ケーブルテレビの再送信が同意事項だというのは、これは契約ではないのですか。

ケーブルテレビもいろいろあると思さいまするるが。要するに、ただで発信しておさいまするるような、難視聴みたいなおものと、それを商売にしておさいまするるるところがあると思さいまするるるのですが。

【秋本参事官】 14ページを用いまして、同意の制度についてごく簡単に御説明をささせていただきます。誤解を避けるために申し上げれば、他の放送事業者の放送を受信してそのまま再放送する際には必ず同意を求めなければならない旨の規定が、どの放送法制にもごさいまする。この同意を求めると、同意を得なければならない制度というのは何を保護するためかと申さいまするると、もともとの放送事業者の番組編集の意図が害されないようにするために、もともとの放送事業者の同意を得なければならないこととされておさいまするる。

【坂庭委員長代理】 無償で再送信の同意要請をすることもできるのですか。

【秋本参事官】 金銭面についての規律は制度的にはごさいまするるませんで、それは事業者間の交渉になります。

例えば、説明を省きましたが16ページの中ほどに、緑色で、同意裁定とはならない正当な理由の考え方と書いてごさいまするるが、その中で、①から⑤が示されてごさいまするる。

再送信したいと言ってきた場合に、もともとの放送事業者側からしますと、意に反して一部カットして放送されるような場合や、同時再送信ではなくて異時再送信される場合や、放送時間の開始前や終了後にそのチャンネルで別の番組の有線放送を行って、どの番組なのか混乱が生じるような場合、あと、技術レベルが低く、良質な再送信が期待できないような場合には、同意しないということが正当と考えられるわけでございます。

こうした、もともとの番組編集の意図を保護するために、同意の制度が放送法制で設けられております。ただ、この同意が拒否されてしまいますと、受信者利益にかなわない場合も生じ得るということで、裁定制度でバランスをとっているわけでございます。

この総務大臣裁定という制度だけではなくて、当紛争処理委員会のあっせん・仲裁という紛争処理の道も、新たに設けていきたいと考えているところでございます。

【龍岡委員長】 よろしいですか。ほかにございますか。

【白井特別委員】 過去の裁定の話をお聞きしますと、情報通信審議会の有線放送部会で諮問が行われ、このような裁定がなされるということですが、16ページの裁定の②の正当な理由の考え方を見ますと、これは明らかに同意をする前に、事前にその番組の作成の状況まで見ないとわからないような状況になっているような感じがします。

例えば、一部カットして放送されるとか、意に反して再放送というようなことを見ますと、既にやろうとしている番組まで見ないとわからないのではないかと思います。それはそこまで踏み込んだ内容まで行った後に同意を取りつけるような形になるのでしょうか。

【秋本参事官】 直接のお答えになるかどうかわかりませんが、14ページをお開きいただきまして、A県で地上放送事業者が放送をしているとしたポンチ絵を、イメージとしてお示ししてございます。

このA県における放送は、B県にも電波が届いてしまう場合がございます。いわゆるスピルオーバーでございまして、この電波を受信して、B県のケーブルテレビ事業者がB県内の世帯に再送信する場合などが多くあるわけでございます。それで、この技術的に可能となって再送信してしまうに際しまして同意を得なければならないということでございまして、その再放送の仕方でございます。

再放送の仕方についても、地上放送事業者側にケーブルテレビ事業者側からお示しをいただくということでございまして、これを地上放送事業者側は見た上で、同意するかしないかを判断するというところでございます。その同意を拒否した場合の、拒否した判断が正当なものであったかどうかということを見させていただいていると

いう法制になっております。

【白井特別委員】 例えば、この番組は非常にためになる番組だからこのところにも流したいですという簡単なことならば、ある意味わかりやすいと思うのですが、その流し方、例えばプログラムの編集まで含めたところになりますと、かなり進んだ状況まで行ったところで「これでは困る」というような形になるのかなというのが、少しわかりにくい感じがしました。

それで、これが現在の有線放送部会のところで行われているにもかかわらず、それをこちらの委員会のほうに移そうとするところは、あっせんや仲裁により細かくやったほうがいいという趣旨を入れたいということなののでしょうか。

【秋本参事官】 はい、さようでございます。

【白井特別委員】 ありがとうございます。

【龍岡委員長】 よろしいですか。どうぞ。

【樋口特別委員】 13ページの6で、紛争処理委員会の関与する紛争等の対象の拡大の後なのですが、こういうことについて拡大するとして、その実効性を担保するための措置の整備ということが書いてあります。これは具体的には、例えばどんなことが必要なののでしょうか。

【秋本参事官】 ここで念頭に置いておりますのは、特に再送信同意に係る紛争処理につきまして、今は総務大臣裁定しかありません。ここに当紛争処理委員会のあっせん・仲裁の手續も追加すべく法改正をしようと考えてございまして、当然のことでございますが、総務大臣裁定は有線テレビジョン放送事業者側しか申請ができません。総務大臣裁定を求め申請は、現行制度ではCATV側だけでございます。

ところが、あっせん・仲裁のほうは、電気通信事業における接続にかかわる紛争でもそうですが、紛争当事者のどちらか一方から申請ができるわけございまして、例えば再送信の同意をめぐる紛争がある場合に、今度は地上放送事業者側も当紛争処理委員会に紛争処理を申請することができるわけございまして。

両当事者いずれもその紛争処理手續を使えるように、この紛争処理委員会の機能を放送事業の世界にもスライドさせていくことによりまして、紛争処理の実効性を高めていきたいということなどを念頭に置いてございます。

【樋口特別委員】 実効性の担保と言うと、もう少し強制力みたいな感じを受けたのですが、そういう趣旨ではないのですね。

【秋本参事官】　　そういう趣旨ではございません。

【龍岡委員長】　　よろしいですか。ほかはいかがでしょうか。

それでは、特にないようでしたら、以上をもちまして議題2を終了させていただきます。
本日はどうもありがとうございました。

(秋本参事官退室)

＜議題(3)電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について

【公開】>

【龍岡委員長】　　次は議題3の「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」であります。本件につきましては、総合通信基盤局料金サービス課の古市課長より御説明をいただきます。

それでは、よろしく願いいたします。

【古市料金サービス課長】　　料金サービス課長の古市でございます。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。表紙をおめくりいただきまして、1ページをお開けください。

電気通信市場は、固定電話からブロードバンドへの移行が進展するとともに、携帯電話の重要性が著しく高まるなど、その取り巻く環境は大きく変化している状況でございます。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する事業展開も活発化し、これらはコンテンツ配信市場等として、今後のさらなる発展が期待されているところでございます。

このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から、接続ルールの在り方について検討を行うため、昨年2月に情報通信審議会電気通信事業政策部会に諮問をいたしまして御審議いただいた結果、以下の4項目、すなわちモバイル市場の公正競争環境の整備、固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備、そして固定通信と移動通信の融合時代における接続ルールの在り方。これらの大きく4項目について、昨年10月16日に答申をいただいたところでございます。

総務省といたしましては、この審議会答申に基づきまして、これまで必要な所要の制度整備あるいは制度検討を行ってきているところでございます。

以下、それぞれの項目の具体的な概要について御説明をさせていただきます。

2ページをお開けください。モバイル市場の公正競争環境の整備についてでございます。

まず、接続制度の見直しについてでございますが、現行の移動通信設備に関する接続ルールにつきましては、例えば接続料や接続条件について、接続約款という形で具体的に規定し、すべての事業者に公平に適用するというルールとなっているところでございますが、具体的な接続料算定の対象となる機能や、あるいは算定方法については、各事業者が任意に判断するルールとなっているところでございます。

他方、御案内のとおり、携帯電話は国民1人に約1台の割合で普及し、また音声だけでなく多様なコンテンツや決済機能等が提供されていく中で、自ら周波数の割り当てを受けることなく移動通信事業者のネットワークを利用してサービスを提供する事業者、いわゆるMVNOが多数出現し、増加をしてきている状況でございます。

また、2007年には新たに周波数の割り当てを受けた携帯事業者の新規参入もございまして、携帯ネットワークをめぐる接続形態の多様化・複雑化が非常に進んできているわけでございます。また、接続形態の多様化・複雑化の中で、接続をめぐる紛争事案も発生をしているところでございまして、これまで以上に携帯接続料算定の適正性、透明性向上が求められているところでございます。

このような市場環境変化を踏まえまして、審議会におきましては、具体的にどの機能を接続料算定の対象とするかという接続料算定対象機能の在り方について、また、接続料をどのように算定するかという算定方法の在り方について、算定した接続料の適正性をどのように検証するかという算定結果の検証の在り方について、具体的に検討していただいたところでございます。

答申の概要でございますが、移動通信設備の接続料算定につきまして、これをルール化し、ガイドラインとして2009年度内に策定することが適当とされたところでございます。また、このガイドラインに基づきまして、具体的な接続料算定については2010年度から実施することが適当とされたところでございます。

ガイドラインの具体的な内容といたしましては、接続料算定の対象となる機能をいかに特定化していくかということアンバンドルと呼んでおりますが、このアンバンドルの具体的内容や、アンバンドル・接続箇所に関する事業者間協議の際の留意事項、接続料の具体的算定方法、あるいは接続料届出の際に添付する算定根拠の様式。これらについて、具体的に規定したガイドラインを策定すべきとされているところでございます。

また、接続料算定結果の検証可能性を高めるための新たな会計制度を創設することが適

当とされているところをごさいます、これにつきましては2010年度会計から作成・公表することが適当とされているところをごさいます。

この答申を踏まえまして、前者のガイドラインにつきましては昨年末にガイドライン案を策定し、2月5日までパブリックコメントにかけているところをごさいます。年度内には具体的なガイドラインを策定していきたいと考えているところをごさいます。

後者の会計制度の整備につきましては、これは法律事項となりますので、法改正について現在、部内検討を行っているところをごさいます。

次に、モバイルネットワークインフラの利活用についてごさいます。御案内のとおり、周波数の割り当てを受けた移動通信事業者、いわゆるMNOは、自ら周波数を割り当てられたわけをごさいますので、自らネットワークを構築していくということが原則ごさいます。

しかしながら、昨今、物理的スペースが限られていること等から、鉄塔等の設置が困難な場合も増えてきているところをごさいます。また、MNOが他のMNOの網を利用する形態、いわゆるローミングのような形態もいろいろと出てきているところをごさいます。

これらの状況を踏まえまして、昨今、ニーズが増えてきております鉄塔等の設備共用に関するルール化や、あるいはMNOによる他のMNO網の利用の在り方について検討していただいたところをごさいます。

答申の概要をごさいます、前者の鉄塔等の設備共用ルールにつきましては、鉄塔等の事業者間の自主的な共用促進を図っていく観点から、事業者間協議の際の一定のルール整備が必要ではないかとされたところをごさいます。

具体的には、現在、電柱・管路等につきましては、その貸与の申し込み手続や拒否事由等を定めたガイドラインがごさいます、これに鉄塔等への共用に係る申し込み手続、拒否事由等を規定することによって、ルールを明確化していくことが適当ではないかとされたところをごさいます。また、共用が増えてきますと紛争事案も増えてくるということで、この鉄塔等の共用に関する紛争処理制度を整備していくことが適当ではないかとされたところをごさいます。

答申を踏まえまして、前者のガイドライン改正につきましては、1月19日に、情報通信審議会電気通信事業政策部会に諮問をさせていただいたところをごさいます、年度内の答申を期待しているところをごさいます。

後者の紛争処理制度の整備につきましては、先ほど秋本参事官から説明申し上げたかと

と思いますが、法律事項でございますので、現在、法改正について部内検討しているところでございます。

2点目の、他のMNO網の利用に関する在り方でございますが、これにつきましては、これまで電気通信事業法上、どこまでそういった形態が許容されるのか、あるいはどこまで拒否できるのかといった点が必ずしも明確でなかったということがございますので、審議会において、この点をできるだけ具体的に明確化していただいたところでございます。

次に、3ページをお開けください。固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備についてでございます。

まず、加入光ファイバー市場における競争環境整備についてでございますが、御案内のとおり、加入者宅まで光ファイバーを引き込みますファイバー・トゥー・ザ・ホーム、F T T Hにつきましては、2008年6月にDSLの契約数を上回らして、2008年度末で固定ブロードバンド契約の半数を占めるなど、非常に急速に拡大してきているところでございます。

このような中で、NTT東西のシェアが2008年度末で約74%と非常に高いシェアを占める形となっており、これは拡大傾向ということでございます。他方、F T T H市場自体は伸びが最近鈍化をしてきているという状況にもございます。

このような状況を踏まえまして、この光ファイバー市場のさらなる競争環境整備、そして活性化を図る観点から、F T T Hサービスに必須な屋内配線の扱いや、あるいは加入者宅の近傍まで光ファイバーを引いた上で、最後のところは既存のメタル回線で引き込んでいく、ファイバー・トゥー・ザ・リモートターミナル、いわゆるF T T Rサービスに関する接続ルールの整備について御検討をいただいたところでございます。

答申の概要でございますが、まずF T T Hサービスにつきましては、例えば事業者変更をする際に、工事をして、わざわざ設置をした屋内配線を全部引きはがして、また新たに設置をするということになりますと、これは既存のF T T Hサービス提供事業者にとって非常に強いロックイン効果が生じることにもなりますので、この屋内配線の転用ルールの整備が必要ではないかとされたところでございます。

この際、ルール化が必要な事項を事業者間で協議・整理して、ルール整備に活用することが適当であるとされたところでございます。また、NTT東西以外の事業者の屋内配線の転用を促進する措置を講じることも適当とされたところでございます。

また、先ほど申し上げましたF T T Rサービスにつきましても、これを接続ルール化し、

具体的な接続ルール設定をすることによって、このサービス提供の促進を図っていくことが適当とされたところでございます。

次に、中継光ファイバーの利活用についてでございます。中継光ファイバーを接続事業者が利用しようとする際に、利用を希望する区間におきまして空き芯線がないという理由で利用できないという区間が、現在約4割存在しております。この点が、特にこれからブロードバンドを引いていこうとする非ブロードバンド地域の基盤整備の支障となっているのではないかと強い意見が出されているところでございます。

他方、こういった空き芯線がない区間におきましても、異なる波長の光信号を光ファイバーに重畳させることにより、1芯の光ファイバーにおいて複数の波長による光信号の伝送を可能とする、いわゆるWDM装置というものがございまして、このWDM装置を利用いたしますと、同じ芯線の中で、NTT東西と接続事業者が違う波長をそれぞれ使うことによって利用可能となるという点がございまして、したがって、こういったWDM装置の接続ルール化、利用のルール化についても検討していただいたところでございます。

答申の概要でございますが、まず中継光ファイバー区間の全体につきまして、まだWDM装置が全く設置されていない区間に、要望があればすべてNTT東西に設置を義務づけるというのは、やはり少し行き過ぎではないかという結論でございました。

しかしながら、現在もう既にWDM装置が設置されている区間については、例えば空き芯線がない場合にはこのWDM装置を利用し、中継光ファイバーの空き波長について接続料設定して利用可能とすることが適当ではないかということで、具体的なWDM装置の貸し出しルール・情報開示ルールを整備することが適当とされたところでございます。

以上のFTTHの屋内配線、FTTRサービス、あるいはWDM装置の接続ルール化におきましては、省令・告示改正が必要な事項でございますが、これにつきましては審議会で御議論いただいた上で、既に今年の1月8日に改正が終わっているところでございます。

また、この改正告示、改正省令を踏まえまして、具体的なNTT東西の接続約款変更につきましても、既に、1月19日に審議会で諮問しているところでございまして、これにつきましても年度内の答申を期待しているところでございます。

次に、4ページをお開けください。通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備についてでございます。

モバイルネットワーク上で最近非常に増えてきておりますコンテンツ配信や、あるいはアプリケーションの提供に対して必要となる機能がございまして、この機能につきましては

通信プラットフォーム機能と通称しておりますが、この通信プラットフォーム機能につきましては、コンテンツ配信市場あるいは通信プラットフォーム市場が非常に近年拡大してきている中で、コンテンツプロバイダ等と回線設置事業者が接続し、このプラットフォーム機能を利用する形態が非常に増加し、また重要性が増してきている状況でございます。

このような状況を踏まえまして、こういった通信プラットフォーム機能の中でも特に重要な5つの機能——すなわち、課金機能・コンテンツ情報料の回収代行機能、大容量コンテンツ配信機能、GPS位置情報の継続提供機能、SMS接続機能、携帯電話のEメール転送機能——これらのプラットフォーム機能について、接続ルールの観点からの扱いについて検討をいただいたところでございます。

答申の概要でございますが、通信プラットフォーム市場につきましてはサービスの萌芽期にあり、ただちに規制の適用をするということには謙抑的であることが必要とされるため、まずは事業者間協議による合意形成を尊重する立場を採用することが適当ではないか。ただし、当該各機能を接続ルールの観点から注視する機能に位置づけ、行政の立場から事業者間協議の進展状況を注視し、必要に応じ適切な対応を実施することが適当とされたところでございます。

また、先ほど申し上げましたとおり、コンテンツプロバイダ等と回線設置事業者との接続形態が非常に増えてきている中で、現在、電気通信事業法における紛争処理制度は、届出・登録をした電気通信事業者間の接続等をめぐる紛争事案に限られているわけでございますが、昨今の状況を踏まえまして、電気通信事業を営むものの届出・登録を要しない事業者と電気通信事業者の間の接続等に関する紛争事案についても、紛争処理制度を整備していくことが適当ではないかとされたところでございます。この点につきましては、先ほど秋本参事官から説明があったかと思いますが、法律事項となりますので、現在、部内検討をしているところでございます。

最後に、固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方についてでございます。これまでは喫緊の課題ということでございましたが、もう少し先を見据えた、これからの市場環境変化を踏まえた接続ルール全体の見直しをどういう検討視点、どういう検討課題で行っていくべきかという切り口から御審議いただいたものでございます。

これからの接続ルールの見直しに当たりましては、具体的な検討視点といたしましては、現在の接続ルールは、固定通信網と移動通信網が全く別のものであるという前提のもとに、固定通信・移動通信それぞれ別の接続ルールを適用しているわけでございますが、3.9世

代の携帯電話サービスなどが提供されていく中で、固定通信と移動通信網が融合していく際に、どちらの接続ルールを適用したらいいのか、あるいはどういうふうに対応していったらいいのかという、いわゆる水平的な市場統合にいかに対応していくかというのが1点目の視点でございます。

2点目の視点といたしましては、ネットワークレイヤーで市場支配力を持つ事業者が、昨今、上位レイヤーにも進出して垂直的統合ビジネスモデルを提供しているわけですが、こういった垂直的な市場統合にいかに対応していくかという点でございます。

3点目の視点は、異なる市場——例えば、固定通信の市場と移動通信の市場——それぞれの市場で支配力を持つ事業者が、共同的・一体的市場支配力を行使するような可能性、グループドミナンスのような可能性についてどう対応していくかといった検討の視点を持つようにという整理がされたところでございます。

このような視点を踏まえまして、具体的な検討課題でございますが、まず市場の画定につきましては、現在、先ほど申し上げましたとおりアプリオリに固定通信市場とモバイル市場に分けてしまっているわけですが、例えばEUにおきましては、接続ルール等の適用に当たって、小売市場と卸売市場を分けまして、さらにアクセス市場や発信市場、着信市場というふうに、市場を細分化した上で市場支配力を認定していくという市場画定の方法をとっているところでございます。

総務省としても、これまで競争評価という形で市場画定等を行ってきたわけですが、これと連動しつつ、EU類似のような市場画定のアプローチというものが有り得るかどうかという点についても具体的に検討していくべきではないかとされているところでございます。

また、市場支配力の認定につきましても、現在の接続ルールにおきましては加入者系の設備のシェアに着目をして市場支配力を認定しているところでございます。これにつきましては非常に透明・明確・客観的なメルクマールではございますが、これに加えまして、例えば需要・供給の弾力性や代替性等の要素、あるいは、これは審議会でも非常に議論があったところでございますが、有限希少な電波を受けているということ自体と市場支配力との関係といった点についても今後検討していくべきではないかとされているところでございます。また、具体的なルールの内容につきましても、各市場の特性や規制根拠等に照らし、個別・具体的な検討をしていくべきであるとされているところでございます。

御案内のとおり、電気通信市場は非常に変化の激しい分野でございますので、行政とい

たしましては、この審議会答申の趣旨も踏まえながら、今後、継続的に接続ルール等の見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【龍岡委員長】 御説明ありがとうございました。

ただいまの説明について、何か質問、御意見等はございますか。

【富沢委員】 2つ教えていただきたいのですが、まず1点が、3ページで転用ルールの整備が必要ということなのですが、例えば、ある事業者がF T T Hの屋内配線をしていただけけれど、需要があまり伸びないので他の事業者が代わってサービスを行うということなのでしょうか。

【古市料金サービス課長】 例えば、F T T Hの場合には屋内配線を自ら設置をしてしまうケースがすべてでございますので、N T T東西が引き込み形態でF T T Hサービスを提供する際に、既に自ら設置しているという場合に、利用者がN T T東西から別の事業者でF T T Hサービスを乗りかえようという際に、現状ではせっかく引いた屋内配線を転用できません。N T T東西が設置して、支配管理していますので、転用ルールがないと、屋内配線をわざわざ引きはがして、変更しようとする事業者がまた新たな光ファイバを設置するということになりますと、非常にコストもかかるし、また利用者側にとっても工事のコストや工事のための時間といったロスが出てくるということで、それなら既存事業者のままでいいではないかという、いわゆるロックイン効果というものが出てくるのではないかという議論がございます。

したがって、当然、適切・適正なコストの負担、それから適正な手続のもとにということでございますが、せっかく設置をした光ファイバの屋内配線について、これを例えば事業者変更のときに転用できるようなルール化はできないかという議論でございます。

【富沢委員】 もう1点、WDM装置についてです。WDMは接続ルールを整備しますと答申に書いてあるのですが、WDM装置以外の多重伝送装置でADMといった装置もあると思います。そのような装置がWDMと同様に答申に載らないのはなぜなのでしょう。

【古市料金サービス課長】 例えば、伝送速度が異なる複数の回線を1本にまとめていなくてはいけないというときに、お互いに速度が違う回線をまとめる必要がありますので、これを使って伝送していく多重伝送装置という装置がございますが、そのような装置はネットワークの中である種必要な装置ということで、例えばN T T東西が設置をしていれば第一種指定電気通信設備ということでございますが、一部の装置だけを借りるという

ことではなくて、ネットワーク全体として借りていくということですので、それを切り出して接続ルール化をするということは、今まで議論はされなかったということですので、

他方、今回の場合には、光ファイバーの波長を多重化するためにはどうしてもこのWDM装置を利用しなくてははいけない。この部分を借りないと波長単位で借りることができないということですので、今回はその点に着目してルール化したということになります。

【富沢委員】 この点について、事務局のほうで何かわかりますか。

【植松上席調査専門官】 おそらく、WDMについて今回接続ルールで議論されたというのは、もともとそういう要望が具体的にあって議論されたということで、その時点で他の多重伝送装置について使いたいという具体的な要望がなかったということもあって、接続ルールとしては今の段階ではWDMについて議論をされたということではないかと。

【富沢委員】 空き芯線がない場合に、例えば、ADM等の多重伝送装置で接続することも方法として考えられるので、それもルール化したらいいいのではないかと思ったのですがいかがでしょうか。

【古市料金サービス課長】 一般論として、特に一種指定電気通信設備の場合には、他事業者の要望があって、技術的に可能であって、しかも、例えば接続することによって多大な経済的な負担が生じるというようなことがなければ、基本的には接続料設定をして使えるようにしていくべきというアンバンドルの客観的なメルクマールがございます。

一般論として、仮に今後、そういった具体的な要望というものが公式に出てくるということになれば、当然NTT東西と接続事業者の間で個別に接続協議をしていくということになると思いますが、接続ルールにつきましては継続的に見直しをしていくということもございまして、また、アンバンドルの対象についても継続的に見直しをしておりますので、仮に具体的な接続要望が出れば、その具体的な要望を踏まえて検討していくということかなと思われま。

【富沢委員】 わかりました。どうもありがとうございました。

【龍岡委員長】 よろしいですか。ほかはいかがでしょう。

【加藤特別委員】 ちょっと細かい質問なのですが、学会等で非常に話題になっている、接続ルールの中でトラフィックの、例えばただ乗り問題とか、あるいは少数のユーザーがほとんどの帯域幅を占有してしまっていて、それが例えば有線と無線が融合してきたらますます

すそういう問題が顕著化してくると思うのです。そういう問題も含めて、将来検討していくということなのではないでしょうか。

【古市料金サービス課長】 今おっしゃるのは、いわゆるネットワークの中立性の問題や、あるいはネットワークのトラフィックが伸びていく中で、ネットワークの中立性の問題の1つの大きな切り口として、コスト負担の公平性をどうしていくかという大きな問題がございます。

これにつきましては、3年ぐらい前ですか、ネットワークの中立性に関する懇談会というところでもいろいろ議論をいただきまして、それを踏まえて、私も直接の担当課ではないのですが、行政としても問題意識を持って取り組んできているということでございます。

【龍岡委員長】 よろしいですか。いかがでしょうか。

【坂庭委員長代理】 3ページの一冊下ですが、WDMで周波数が空いているようなところも中継ダークファイバという呼び方をするのですか。

【古市料金サービス課長】 一般的にはNTT東西が使っていない、要するに光を通していない光ファイバーをアンバンドルして貸すときに、まだ光が通っていないということでダークファイバと申しております。例えばメタルの場合にはカップ回線ですが、それを、これは業界用語なのですが、ドライカップというような言い方をしております。

【坂庭委員長代理】 周波数の空いている部分という意味になるのですね。ファイバが生で1本空いているということではないのですね。

【古市料金サービス課長】 確かに、空き波長のアンバンドルの場合には光は通っていますので中継光ファイバと言ったほうが、より厳密かもしれません。

【龍岡委員長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

【若林特別委員】 同じく3ページのWDM装置の話ですが、これは空き芯線がない場合の対処法として、このWDM装置によってその対処をするという方法と、先ほど富沢先生がおっしゃったように幾つか方法があるということなのですか。

【古市料金サービス課長】 例えば専用線を使うとか、光ファイバ以外の代替手段を使うということもあり得ると思っております。

【若林特別委員】 それは、本当は借りたいと言っている事業者のほうが整備をするということなのではないでしょうか。

【古市料金サービス課長】 それは事業者が選択をするということだと思います。その際に、WDM装置設置の場合、例えば収容替えをどうするかというような問題もあります

ので、そういったところは整理していかなくてはいけないと思います。

【若林特別委員】 WDM装置の設置区間と未設置区間の2通りの考え方を示されているのですが、この空き芯線のない区間約4割のうち、実際に設置されているのがどのくらいなのでしょう。

【古市料金サービス課長】 これは審議会答申で数字を出しておりまして、空き芯線がない区間について、実際には10%から15%の区間にWDM装置が設置されている状況でございます。

さらに今、NGN、次世代ネットワークを展開できるところはどんどん全国展開しておりますが、NGNの場合、中継器についてはWDM装置の利用を前提として中継ネットワークを構築いたしておりますので、そういった意味では、今後NGNがどんどん全国展開をして、また既存の地域IP網もどんどんNGNにマイグレーションしていっていますので、この割合についても増えていくのではないかと考えているところでございます。

【龍岡委員長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

【小野特別委員】 2ページ目の接続制度の見直しの接続料算定ルールのところ、こういうガイドラインをつくって2010年度から実施するということなのですが、接続料に関する紛争というのは今までにかなりあったのですか。

【古市料金サービス課長】 2ページ目の上の1、接続制度の見直しの①から⑤までございますが、この⑤のところを御覧ください。

2007年に、NTTドコモと日本通信との間で接続料算定の在り方をめぐって紛争事案がございまして、これは総務大臣裁定でございましたが、この電気通信事業紛争処理委員会に諮問させていただきまして、答申をいただいたところでございます。

それ以外にも様々な紛争が起こってきておりまして、そういった経緯もございまして、より接続料の算定の透明性・適正性を求める声が大きくなっているということでございます。

【小野特別委員】 そのガイドラインというのは、強制力は持ち得るのですか。

【古市料金サービス課長】 現在、電気通信事業法上、第二種指定電気通信設備に関する接続料の算定に当たっては、「適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない」という抽象的な表現はございますが、具体的にどうなのかというのが、なかなか今の法律だけではわからなかったという点がございました。

その規定のより具体的な、例えば解釈、あるいは運用の基準といった性格も持っている

ということだと思っております。したがって、仮に接続料の算定をめぐって争いが起こったような場合についても、このガイドラインの考え方も一つ参考にしながら、行政としては対応していきたいと考えているところでございます。

【龍岡委員長】 よろしいでしょうか。どうぞ。

【坂庭委員長代理】 先ほど富沢先生が御質問された話と関係するのですが、ダークファイバに比べて、WDM等の装置を借りる場合には、値段が違うようなのですが、WDMについては接続料についてもルール整備されるのでしょうか。

【富沢委員】 ダークファイバを借りるとかなり安いんだけど、ダークファイバがないのでほかの対応をしようとしたときに、これまでは専用線を借りるしかないけど相対的に専用線を借りると高いといった話です。

【古市料金サービス課長】 代替手段ですね。

【富沢委員】 そうです。今までは代替手段としては、専用線サービスなどがありますが、専用線サービスを利用すると高くなると聞きました。

【坂庭委員長代理】 そうした接続料の話がある中で、私がお聞きしたいのは、3ページの一番下に書いてあるルールの整備として、料金のお話も入ってくるということですか。

【古市料金サービス課長】 これから入ってきます。具体的な料金算定をどうするかという約款変更について、先ほど御説明いたしました、1月19日に審議会に諮問させていただきまして、今、パブリックコメントにかけているところでございますが、年度内に答申いただきましたら、その約款の整備をしていきたいと考えております。

【富沢委員】 WDMについては、今、御議論されて、接続料をどうするかとかいうことを進めていらっしゃるんですね。そうした中で、ADM等のWDM装置以外の多重伝送装置についても気にしていただければということなのです。

【古市料金サービス課長】 私どもの立場としては、一般論になってしまいますが、具体的なアンバンドルの要望があれば、先ほどの客観的なメルクマールに照らした上で、また今後検討していくということかなと思っています。

【富沢委員】 わかりました。

【龍岡委員長】 要望が強いようだったら検討を上げていくということですか。

【古市料金サービス課長】 公式な要望があればということです。見直しの手続というのは継続的にやっております。

【龍岡委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、どうも説明ありがとうございました。

(古市課長退室)

<議題(4)国際通信調停ワークショップの結果等について【公開】>

【龍岡委員長】 それでは、続きまして議題4「国際通信調停ワークショップの結果等について」に移ります。事務局のほうから説明をお願いいたします。

【幾田上席調査専門官】 それでは、国際通信調停ワークショップの結果等について、私から御報告させていただきます。

お手元にA4縦長の資料4-1と、A4横長の資料4-2の2つの資料を用意させていただきました。両方の資料を参照していただきながらお聞きいただければと思います。あわせて、委員と特別委員の皆様には、ワークショップの席上で配布されました英語版の冊子をお配りしております。それ以外の方々には、大変恐縮でございますが、同じ冊子のカラーコピーをお配りさせていただいております。こちらにつきましては、後ほど御覧いただければと思います。

今回の国際通信調停ワークショップでございますが、韓国のKCC、韓国放送通信委員会が、各国で異なります調停システムを比較し、さまざまなタイプの紛争に関する情報を共有することで相互理解を促進し、調停に関する規制をいかに整備するかを議論するということを目的に各国に参加を呼びかけまして、昨年10月28日に韓国のソウル市で開催されたものでございます。

ワークショップには、主催国であります韓国のほか日本、英国、オーストラリアからの参加がございました。日本からは当委員会の龍岡委員長と坂庭委員長代理、事務局から井上参事官と私、幾田が出席をいたしました。後ほど龍岡委員長と坂庭委員長代理からも補足のコメント、御感想等をいただければと思っております。

まず、ワークショップ当日の10月28日の午前中に、ワークショップの主催者でありますKCCのソン・ドギョン常任委員を表敬訪問いたしまして、意見交換を行いました。先方はソン・ドギョン常任委員のほか、担当者2名に迎えていただきまして、当方は出張者4名のほか、在韓国日本大使館の菱田書記官にも同行していただきました。

意見交換の概要といたしましては、先方から、韓国では紛争処理部門は通信分野と放送分野で分離しておりましたが、2008年3月に統合したという話がありました。統合して1年半が過ぎたけれども、いまだ十分整備されていない部分があるので、今後、紛争処

理システムの一層の充実を図りたいという旨の御発言がありました。

当方からは、情報通信に関する紛争処理については各国共通した課題もあり、双方で情報交換を図ることが重要であり、今回のワークショップを契機として、参加各国の連携強化に期待をするという旨の発言をさせていただいたところでございます。

その後、28日の午後に、市内のソウルプラザホテルにおきましてワークショップが開催されました。

資料4-1の3ページ目の別紙1にプログラム、4ページ目の別紙2に出席者リストをつけさせていただいております。模様につきましては、資料4-2に沿って御説明をさせていただきますので、御参照いただければと思います。

まず冒頭、KCCのソン・ドギョン常任委員から、今回のワークショップは参加各国における紛争調停の動向を知ることができる意義のある機会であり、このワークショップが紛争調停システムをさらに向上させ、国家間の協力体制構築に寄与する機会になることを祈念するという旨の開会あいさつがございました。

続きまして、参加各国を代表して龍岡委員長から、まず、グローバル化の進展に伴いまして国際的な事業者間の紛争が生じる可能性があるということに言及していただいた上で、このワークショップでの活発な議論、参加国の協力関係の強化に期待するという旨の祝辞を述べていただきました。

その後、セッションⅠでは、「国際通信調停システムの現状と調停の事例」と題しまして、英国、日本、オーストラリア、韓国の順で、各国の現状等についての発表が行われました。

日本からは事務局の井上参事官が、電気通信事業紛争処理委員会の組織、機能、委員会による紛争処理の状況及び委員会が果たしている役割、具体的な紛争処理事例の概要などについてプレゼンテーションを行いました。

引き続き、セッションⅡでは、「通信調停システムの整備策」と題しまして、参加者全員によるディスカッションが行われ、各国における紛争処理プロセスの相違点、紛争処理システムの果たすべき機能、役割、中立性などについての活発な議論が行われたところでございます。

セッションⅠ及びセッションⅡにおける我が国に対しての主な質疑応答につきましては、資料4-1の2ページ目の中ほどのところに「(8) ワorkshopでの我が国の紛争処理に関する主な質疑応答」として掲げておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

ワークショップの最後は、KCCのチャ・ヤンシン利用者保護局長による総括といたしまして、市場環境の変化により、従来のジャンルを超えた紛争解決機関の検討が必要であり、今後もこのワークショップのような機会を通じて各国が連携していくことが重要であるとの発言により締めくくられたところでございます。

簡単でございますが、私からの御報告は以上でございます。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。

概要は幾田上席調査専門官からの御報告のとおりであります。参加国はそれほど多くなかったわけですが、諸外国の通信・放送に係る紛争等について、取組の実情や動向を直接知る貴重な機会であったと思います。

我が国の電気通信事業紛争処理委員会の制度につきましては、かなりいろいろな質問がありまして、質疑応答は比較的活発に行われました。そういった観点からも、非常に関心を持っていただいていると感じました。制度としての特質と利点というものが、各国においても理解されたのではなかろうかと思えます。その点が非常に印象的だったと思います。

今後、国際間の紛争も考えられるわけですが、各国における紛争に対する制度的な取組を含めた実情あるいはその動向について、情報を交換して、相互の理解を深め、協力体制の構築を図っていくということが必要ではないかと思えます。そういう意味では、このワークショップは意義のあるものであったと思っています。

感想としては以上です。坂庭代理からもお願いします。

【坂庭委員長代理】 各国で紛争の事情が違うということが興味深かったのと、龍岡先生が今おっしゃいましたが、日本の紛争処理委員会に対する、いろいろな質問が多かった点が印象的でした。

今後、このような国際的な調整というものも必要だと思いますので、今回、韓国がイニシアティブをとって会合を開催したということに興味を持った次第です。

以上です。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。

何か、今の説明なりコメントなりについて、御意見や御感想がありましたらどうぞ。

【富沢委員】 韓国やオーストラリア、イギリスとの違いは、どんなところが印象深かったのでしょうか。

【龍岡委員長】 韓国との関係で、私の感想としては、放送を中心とした紛争に対応するという制度のように思われました。我が国は通信事業に関する紛争を処理する委員会が

あります。その点が違うという感じがしました。通信事業者間の紛争について問題意識は持っておられるようですが、それについて大きな問題が出てきているというわけではなさそうでした。我が国とはやはり実情が違うかなと思いました。

【井上参事官】 韓国の方と話した際に、韓国においても通信事業者間の紛争はあるけれども、国や処理機関にどのような形で相談するか、あるいは関与していくかということについて言えば、非常に激しい紛争があったとしても、当事者間で処理してしまおうという風潮が強いという説明をされました。

韓国では、新たに通信分野においても、国の紛争処理機能を強化・組織化しようという取組をしており、どのように実際のニーズに沿った形で制度設計していくかということを検討されているという印象を持ちました。

【富沢委員】 わかりました。ありがとうございます。

【龍岡委員長】 よろしいですか。

【加藤特別委員】 それぞれの国の中でそうした議論をされていることは大変重要だと思うのですが、一方では国をまたがって、例えば大量なトラヒックを相手国の重要なインフラに送りつけたり、1つの国だけでは解決できない問題もネットワークの中では存在しています。こうした点について、ITU-RやITU-Tでは議論されているのですが、政策面で今後そのような検討が行われるのでしょうか。

【井上参事官】 私の知る限りでは、国際間でそうした問題を解決していこうという取組は今のところはないですし、議論も進んでいないと思いますが、先ほど委員長と委員長代理が言われたように、今後、必要性が高まってくると思います。どういう枠組みでやっていくのかというのはこれからの議論だと思いますし、日本がどういう役割を果たすのかということも考えていかなければいけないのではないかと考えております。

【龍岡委員長】 問題意識としては持っておられるようですが、ワークショップの場で積極的な議論がされたということはありませんでした。しかしおそらく、EUの問題などもありましたから、そういう国際間の問題という意味でも、これからいろいろ検討していかなければならないという意識は多分持っておられたのではないかと思います。

【福田上席調査専門官】 1点付言いたします。加藤特別委員の御指摘はインターネットを念頭に置かれての御指摘と存じますが、インターネットに関する資源の管理、セキュリティ、開放性等ガバナンス上の諸問題については、国連の下にインターネット・ガバナンス・フォーラムという意見交換の場が設けられております。同フォーラムにおいては、

国際加盟国の政府当局のほか、電気通信事業者、インターネット・サービス・プロバイダ、ドメインを管理する I C A N N 等諸々のステークホルダーが参加し、活発に意見交換がなされておりあります。

先ほど加藤特別委員から御指摘いただいた点についても、必要に応じ、インターネットという世界全体で利用されているネットワークのガバナンスの在り方に関する重要な論点の1つとして、今後意見交換がなされていくことがあり得るものと考えられます。

【加藤特別委員】 ありがとうございます。

【龍岡委員長】 よろしいでしょうか。

特になければ、次の議題に移ります。

<議題(5)その他【公開】>

【龍岡委員長】 「その他」であります。これは事務局のほうから何かございますか。

【幾田上席調査専門官】 委員会の認知度・利便性向上の取組としまして、事業者団体や地方総合通信局が開催する講演会に事務局職員が出席して、委員会の説明を行っております。

今年度は、昨年9月11日に群馬、10月22日と本年1月21日に東京で既に実施しておりまして、今後は来る2月12日に大阪、2月16日に名古屋において実施することとしております。

また、事業者間の紛争に関する現状及び委員会に対する意見・要望等を把握することによりまして紛争の迅速かつ円滑な解決に資することを目的としまして、昨年10月9日から12月18日を調査期間としまして、事業者5,000社を対象とした実態調査を実施したところでございます。こちらは年次報告の中に盛り込ませていただきたいと思いますと考えております。あわせて、事業者からのヒアリングも随時実施しております。

以上、御報告いたします。

今回の会議ですが、3月下旬の開催を予定しております。日程につきまして、調整の上、別途、御案内させていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして公開の会議は終了といたします。

傍聴の皆様方は御退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)

<議題(6)終了案件についての報告【非公開】>

※この部分については、非公開にて開催した。

—以上—